

国保制度改革の概要

国保制度改革の経緯

社会保障制度改革国民会議(H24.11.30:第1回 ⇒ H25.8.6:報告書とりまとめ)

- 社会保障制度改革国民会議(国民会議)は、社会保障制度改革推進法(改革推進法)(※1)に基づき、設置。
(設置期限:平成25年8月21日)
(※1)自民党、公明党、民主党の3党合意に基づく議員立法。平成24年8月10日成立、同22日公布。
- 改革推進法に規定された「基本的な考え方」、社会保障4分野(年金、医療、介護、少子化対策)に係る「改革の基本方針」及び3党実務者協議でとりまとめた「検討項目」に基づき、15名の有識者(清家篤会長)が20回にわたり審議。
- 政府は、国民会議における審議の結果等を踏まえて、法律の施行後1年以内(平成25年8月21日まで)に、必要な法制上の措置を講ずることとされた。(改革推進法第4条)

⇒ 『法制上の措置』の骨子(H25.8.21:閣議決定)

社会保障改革プログラム法(H25.10.15:提出 ⇒ H25.12.5:成立、H25.12.13:公布)

- 『法制上の措置』の骨子に基づき、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(H27.5.27:成立、H27.5.29:公布)

国保制度改革に向けた準備開始

- 公費拡充による財政基盤強化。
- 運営の在り方の見直し。

国保制度改革の概要

平成27年5月国民健康保険法等一部改正 → 平成30年4月1日から新制度開始

公費拡充による財政基盤強化

約 1, 700 億円
+

約 1, 700 億円

約 3, 400 億円

保険者支援制度の拡充 ※H27年度から実施
保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援

- ① 自治体の責めによらない要因への財政支援
精神疾患、子供の数、非自発的失業者等に応じた財政支援 700～800億
- ② 保険者努力支援制度（新設）
医療費適正化等の努力を行う自治体への支援 700～800億

約 2, 000 億円

財政安定化基金（新設）

給付増や保険料収納不足など財政リスクに対し貸付・交付される。

平成27年度200億円 → 平成29年度2,000億円規模

運営の在り方の見直し

都道府県（財政運営の責任主体）

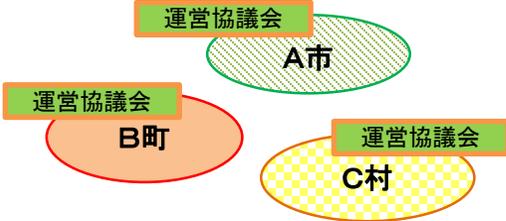
- ① 国保運営方針の策定……………都道府県内の市町村国保の運営に関する統一的な方針
- ② 市町村からの国保事業費納付金の徴収…医療給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準等で按分し、納付金の額を決定する。
- ③ 市町村ごとの標準保険料率の算定・公表…市町村は標準保険料率を参考に独自に保険税を賦課する。

市町村（地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う）

- ① 資格管理（保険証の発行など）
- ② 保険税の賦課・徴収（個々の事情に応じた賦課）
- ③ 保険給付（医療費、療養費などの給付）
- ③ 保健事業（特定健診、データヘルス事業など）

国民健康保険制度改革について

【現行】市町村が個別に運営

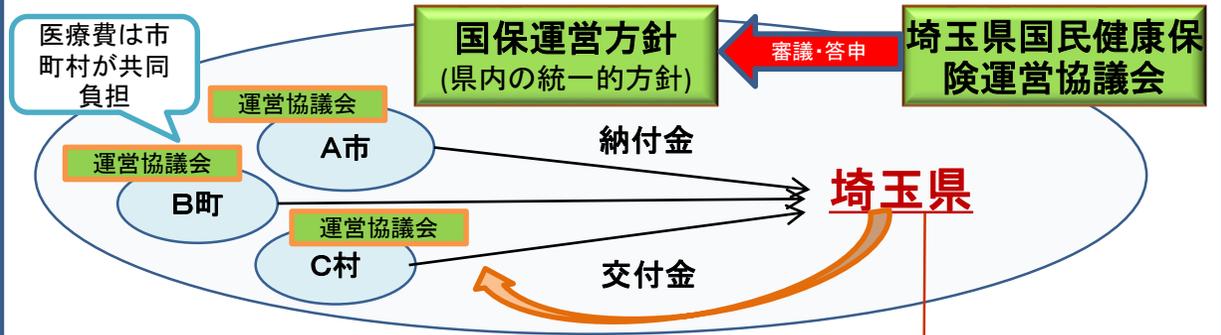


市町村の役割

- ・資格管理（保険証交付）
- ・保険税の賦課、徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

これまでと変わらない

【平成30年度以降】 県と市町村の共同運営



市町村の役割

- ・資格管理（保険証交付）
- ・保険税の賦課、徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

県の役割

- ・財政運営責任
- ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定
- ・市町村ごとの標準保険税率等の設定
- ・医療費適正化の推進

○国民健康保険運営協議会

1 主な審議事項

- ・国民健康保険運営方針の作成に関する事
- ・国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事
- ・その他の重要事項（標準保険税率など）

2 委員構成

- ・被保険者代表（4名）
- ・保険医又は保険薬剤師代表（4名）
- ・公益代表（4名）
- ・被用者保険等保険者代表（3名）

合計15名

○国保運営方針（H29年度中に策定）

A 必須の記載項目

- ①国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ②保険税の標準的な算定方法に関する事項
- ③保険税の徴収の適正な実施に関する事項
- ④保険給付の適正な実施に関する事項

B 任意の記載項目

- ①医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- ②市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ③保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- ④関係市町村相互間の連絡調整その他必要な事項